

# 小規模事業者持続化補助金のご案内

受付締切 一次締め切り 6月28日（金）[締切日当日消印有効]  
二次締め切り 7月31日（水）[締切日当日消印有効]

## 【対象となる事業】

小規模事業者が商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。

## 【補助上限額】 50万円

原則として、個社の取り組みですが複数の小規模事業者が連携して行う共同事業も応募可能です。その際には補助上限額が100万円～500万円となります。

また、個社の取り組みにおいて、市町村の創業支援等事業の支援を受けたなどの要件を満たした事業に対しては補助上限額が100万円に引き上がります。

## 【小規模事業者とは】

業種と常時使用する従業員の数により定められており、次に該当する会社及び個人事業主となります。

製造業、その他業種	常時使用する従業員の数 20人以下
卸売業、小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
サービス業（上記以外）	常時使用する従業員の数 5人以下

<対象となり得る取組み事例のイメージ>

- ◆販売促進用チラシ・パンフレットの作成・配布
- ◆商品の販路拡大のためのパッケージデザイン（包装資材の購入は不可）
- ◆新たなサービスのための機械設備購入費（不動産の取得は不可）
- ◆商談会・展示会・催事への出展費用
- ◆新商品の開発、PRイベント、アンケート調査の実施 など

**まずは、商工会までお気軽にご相談をください！**

**三笠市商工会** 電話/2-2249 [メール/mikasa@rose.ocn.ne.jp](mailto:mikasa@rose.ocn.ne.jp)